

# 空き家バンクのご利用にあたって

香美市空き家バンク制度は、空き家の有効活用により、香美市への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。物件所有者や地域の理解を得て進めていますので、移住にあたっては、自治会への加入・地域行事への参加にご理解ください。



初めは不安でしたが、地域行事への参加が、地域の皆さんと話すきっかけになりました。



地域に馴染むことで、お互いが安心できます。

## 空き家バンクの流れ

制度の利用申し込み(申込書の提出・面談)

物件見学

地域の紹介(自治会長や地域のお世話役を紹介します)

引き合わせ(物件所有者・利用希望者・不動産業者)

契約

移住

- 空き家に関する交渉・契約は担当不動産業者が仲介します。  
※契約の際には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介料が発生します。
- 物件の交渉にあたっては、別途申込書・誓約書をご提出いただきます。
- 公の秩序を乱す等、トラブルにつながるおそれがある場合には、交渉を取り消す場合があります。
- 香美市ホームページへの掲載物件は、所有者の意向により、予告なしに取り下げる場合があります。

### 問合せ先

香美市定住推進課(香美市土佐山田町宝町1-2-1)  
TEL 0887-53-1061 E-mail [matidukuri@city.kami.lg.jp](mailto:matidukuri@city.kami.lg.jp)  
NPO法人いなかみ(香美市土佐山田町本村214)  
TEL 0887-52-8606 E-mail [madoguchi@inakami.com](mailto:madoguchi@inakami.com)